

〈サービス利用料金（1回あたり）〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

○通所介護サービス（5時間以上6時間未満）

介護給付	要介護度	基本 (1回あたり)	1割負担料金 (1回あたり)	2割負担料金 (1回あたり)	3割負担料金 (1回あたり) ※H30年8月から
	要介護1	5,670円	567円	1,134円	1,701円
同一建物減算	▲940円	473円	946円	1,419円	
要介護2	6,700円	670円	1,340円	2,010円	
同一建物減算	▲940円	576円	1,152円	1,728円	
要介護3	7,730円	773円	1,546円	2,319円	
同一建物減算	▲940円	679円	1,358円	2,037円	
要介護4	8,760円	876円	1,752円	2,628円	
同一建物減算	▲940円	782円	1,564円	2,346円	
要介護5	9,790円	979円	1,958円	2,937円	
同一建物減算	▲940円	885円	1,790円	2,655円	
入浴介助加算（Ⅰ）	400円	40円	80円	120円	
入浴介助加算（Ⅱ）	550円	55円	110円	165円	
個別機能訓練加算（Ⅰ-イ）	560円	56円	112円	168円	
個別機能訓練加算（Ⅱ）（月1回）	200円	20円	40円	60円	
生活機能向上連携加算（月1回）	1000円	100円	200円	300円	
栄養改善加算（月2回まで）	2,000円	200円	400円	600円	
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（6ヶ月ごと）	200円	20円	40円	60円	
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ（6ヶ月ごと）	50円	5円	10円	15円	
口腔機能向上加算（月2回まで）	1,500円	150円	300円	450円	
送迎減算（片道）	▲470円	▲47円	▲94円	▲141円	
若年性認知症利用者受入加算	600円	60円	120円	180円	

科学的介護推進体制加算（月1回）	400円	40円	80円	120円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円	6円	12円	18円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※上記算定金額の1000分の59(5.9%) に相当する金額	※の1割	※の2割	※の3割	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ※上記算定金額の1000分の10(1.0%)に相当する金額		※の1割	※の2割	※の3割

○第1号通所事業サービス

	認定要支援度	基本月額	1割負担月額 合計料金			2割負担月額 合計料金			3割負担月額 合計料金		
			1割負担月額	2割負担月額	3割負担月額	1割負担月額	2割負担月額	3割負担月額	1割負担月額	2割負担月額	3割負担月額
利用料金	要支援1	16,720円	1,672円	3,344円	5,016円						
	同一建物減算	▲3,760円	1,296円	2,592円	3,888円						
	要支援2	34,280円	3,428円	6,856円	10,284円						
	同一建物減算	▲7,520円	2,676円	5,352円	8,028円						
選択加算	①生活機能向上 グループ活動加算	1,000円	100円	200円	300円						
	②栄養アセスメント加算	500円	50円	100円	150円						
	③栄養改善加算	2,000円	200円	400円	600円						
	④口腔機能向上 加算(Ⅰ)	1,500円	150円	300円	450円						
	⑤口腔機能向上 加算(Ⅱ)	1,600円	160円	320円	480円						
	⑥運動器機能向上 加算	2,250円	225円	450円	675円						
	⑦選択的サービス 複数実施加算(Ⅰ)	4,800円	480円	960円	1,440円						
	⑧選択的サービス 複数実施加算(Ⅱ)	7,000円	700円	1,400円	2,100円						
若年性認知症利用者受入加算	2,400円	240円	480円	720円							
事業所評価加算 (基準に適合した場合、算定)	1,200円	120円	240円	360円							
科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円	120円							

総合事業
(第1号通所事業)

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	240円	24円	48円	72円
	要支援2	480円	48円	96円	144円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※上記算定金額の1000分の59(5.9%)に相当する金額			※の1割	※の2割	※の3割
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ※上記算定金額の1000分の10(1.0%)に相当する金額			※の1割	※の2割	※の3割

※1 第1号通所事業の利用料は、月額定額制となります。月のうち1回でもご利用されますと、月額合計料金の全額をお支払いいただきます。

※2 食費は、月額合計料金とは別に食数分の料金をお支払いいただきます。

※3 選択加算は、①～⑥いずれか1つの提供項目分、もしくは⑦または⑧の選択によりお支払いいただきます。⑦は③～⑥のうち2種類(但し④⑤の組み合わせを除く)のサービスを月2回以上実施する場合です。⑧は③、⑥、④または⑤のうち3種類のサービスを月2回以上実施する場合です。

☆新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

(2) 介護保険の給付等の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供(食費)

ご利用者に提供する食費(食材料費+調理費)です。

○利用料金:1食あたり 530円

②付き添いの方の食事代

ご利用者に付き添いでこられた方への食事代

○利用料金:1食あたり 530円

③コーヒー代

ご利用者及び付き添いの方の希望により提供するブレンドコーヒー代

○利用料金:1杯あたり 110円

④おやつ提供(おやつ代)

ご利用者及び付き添いの方の希望により提供するおやつ代

○利用料金:1食あたり 100円

⑤通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり30

円をいただきます。

⑥レクリエーション、行事等

ご利用者の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。

○利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

○利用料金：1枚につき10円（カラーコピー30円）

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

○利用料金：別に定めます。（事業所に掲示）